

質疑応答書

| 業務名 | 網走市観光動画制作事業 | |
|--|--|------|
| | 質疑事項 | 回答事項 |
| <p>本事業の契約締結予定時期（6月30日）を鑑みますと、別表に例示のある「東藻琴芝桜（5月下旬）」など、春季の新規撮影はスケジュールの都合上困難となります。つきましては、以下2点についてご教示ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貴市にて保有されている過去の動画素材をご提供いただき、本事業で使用することは可能でしょうか。 2. 動画素材のご提供が難しい場合、春季の被写体については、他の撮影可能な別スポットを選定（代替）する想定でよろしいでしょうか。 <p>質問年月日：2026年5月19日</p> | <p>（質疑事項1点目に対する回答）</p> <p>本事業では、受託業者においてドローンや高画質機材を用いて新たに観光素材を撮影し、高品質な映像コンテンツを制作するものであるため、当市で保管する過去の映像素材を提供することはありません。</p> <p>（質疑事項2点目に対する回答）</p> <p>基本仕様書別表に掲げる「観光素材及び近隣観光スポット」については、本事業における撮影対象の例示となりますので、必ずしも撮影対象の全てを別表の中から選定する必要はありません。そのため、企画提案書における春季の被写体については、撮影可能な「観光素材及び近隣観光スポット」を選定例とし、選定根拠を説明してください。</p> <p>なお、最終的な撮影対象は、契約締結後、市と協議の上決定します。</p> <p>また、契約締結日から遡って1年以内に撮影された動画については、本仕様書の条件を満たし、かつ、市の承諾を得た場合に限り、既存素材の使用を認めています。選考委員会においては、「網走市観光動画制作事業に係るプロポーザル評価基準」に基づき企画提案内容を審査及び評価をするため、既存素材の所有の有無によって優劣を判断することはありません。</p> <p>回答年月日：2026年5月20日</p> | |